

# 1. 2023年度の主な変更について

- ① 申請方式が変わります。
- ② 評価項目Ⅰ. 「安全性に対する法令の遵守状況」の配点を一部変更します。
- ③ 評価項目Ⅱ. 「事故や違反の状況」について、事故報告書がオンライン上で提出できるようになります。
- ④ 評価項目Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極制」について自認項目が変わります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例は規模を縮小して継続します。

## ① 申請方式が変わります。

- 「申請書作成システム」から「Web申請システム」に変わります。
- 6回目更新、5回目までの更新B方式、E方式は、Web申請システムにより、オンラインで申請ができ、窓口への書類提出が不要になります。
- 新規申請、5回目までの更新A方式、C方式は、Web申請システムで申請を行いますが、評価項目Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」の挙証資料については、従来通り、窓口を持参または、郵送による提出が必要です。
  - Web申請システムは5月29日より稼働予定
  - 申請日は7月1日（土）0時～7月14日（金）24時
  - 評価項目Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」の挙証書類の提出は  
窓口：7月14日（金）都道府県トラック協会の受付時間まで  
郵送：7月12日（水）都道府県トラック協会 必着

## ② 評価項目 I. 「安全性に対する法令の遵守状況」の配点を一部変更します。

### 中項目 3. 運行管理等の

- (7) 運転日報の作成・保存 3点→1点
- (11) 特定運転者に対する特別指導 1点→2点

### 中項目 5. 労基法等

- (4) 健康診断の実施及び記録・保存 1点→3点

### 中項目 6. 運輸安全マネジメント

3点→2点

申請書類による評価から巡回指導による評価に変更

③ 評価項目Ⅱ. 「事故や違反の状況」について  
Web申請システムで事故報告書が提出できる  
ようになります。 (詳しくは2. Web申請システム)

④ 評価項目Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」の  
自認項目については、昨年までの11項目から  
4グループ17項目からの選択制となります。

- 4つのグループから選べる項目数が決まっています。
- グループごとに基準点があります。1グループ最低1項目の得点が必要です。
- 4つのグループ全体で基準点12点以上の得点が必要です。

(詳しくは3. 評価項目Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」について)